

## まもるクン Select 保証規程

本書(以下「本規程」といいます)は、表面に記載されたサービス登録機器(以下「登録機器」といいます)について、ディーアイエスサービスソリューション株式会社(以下「Dss」といいます)、ヤマト運輸株式会社(以下「YTC」といいます)及びSOMPOワランティ株式会社(以下「SWT」といいます)が提供する本保証(第1条に定義します)の内容を規定するものです。なお、お客様は、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

### 1.(定義)

本規程において、使用する用語の定義は次の通りとします。なお、次で定義される用語のうち保証限度額(13)に定義します)は、消費税を含めた額とします。

- 1) 登録機器:サービス提供者が本保証を提供するPC等の機器で以下の条件とします。なお、登録機器のメーカー及び機種はサービス提供者が指定するものとし、指定外の機器については本保証の対象となりません。  
① デスクトップ型・ノート型・一体型・タブレット型PC及び本体と別売のディスプレイは、それぞれ単体を登録機器とします。  
② デスクトップ型PCとディスプレイのセパレート型PCと別売ディスプレイについて本保証に同時加入した場合は、それ1セットとして登録機器とします。

- 3) 前述のディスプレイの大きさは、30型未満であることを要します。

- 2) 本保証:保証期間(8)に定義します)中に登録機器に自然故障(9)に定義します)又は物損(10)に定義します)が発生した場合、本規程に基づき、サービス提供者が該当故障の修理(以下「修理保証」といいます)又は代替品(6)に定義します)への交換(以下「代替品の提供」といいます)を実施することをいいます。

- 3) お客様:本保証の提供を受ける目的で本規程に同意した者をいいます。

- 4) 保証書:本保証の加入証明書をいいます。

- 5) 修理依頼書:登録機器が故障又は破損した場合、故障又は破損の症状を記載してサービス提供者に修理を依頼する書類をいいます。

- 6) 代替品:サービス提供者が登録機器に同じ性能をもつて交換した製品をいいます。

- 7) メーカー:保証・登録機器の「メーカー」が登録機器に付与する保証の開始日と、メーカーで定めるメーカー保証の開始日が異なる場合、メーカーで定める開始日に保証書を更新します。本保証の申し込みは、メーカー保証期間1年以上ある製品に限ります。

- 8) 保証期間:本保証をサービス提供者が実施する期間をいいます。

- 9) 自然故障:登録機器の取扱説明書及び本体貼りラベル等の注意書きに従って正常に使用してにもかかわらず、登録機器に生じた故障であり、かつ、メーカーの保証規定にて保証の対象となる故障(以下「メーカー責任故障」といいます)のうち、「1.(保証の対象とならない場合)に該当しない故障をいいます。サービス提供者は、修理委託先(サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するものとします。以下同じ)によるメーカー責任故障該当性の診断及び「1.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき自然故障該当性を判断するものとします。

- 10) 物損:破損、水濡れ、火災、落雷等の偶然の事故により登録機器に生じた故障をいいます。サービス提供者は、「11.(保証の対象とならない場合)」の規定に基づき該当性を判断するものとします。

- 11) 全損:「自然故障」「物損」の見積修理代金(12)に定義します)が保証限度額(13)に定義します)を超える故障をいいます。

- 12) 見積修理代金:お客様より登録機器の修理の依頼があった場合、当該修理にかかる費用としてサービス提供者が算定するうえお客様に提示する金額をいいます。

- 13) 保証限度額:保証書の「保証上限額」欄に記載した金額に、以下に定める物損の経年年数毎に定めた割合を乗じた金額をいいます。

- 14) 物損上限額:保証書の「保証上限額」欄に記載した金額に、以下に定める物損の経年年数毎に定めた割合を乗じた金額をいいます。

メーカー保証開始日から	1年未満	1年以上2年未満	2年以上3年未満	3年以上4年未満	4年以上5年未満
物損	100%	50%	40%	30%	20%

\*経年過失数は、メーカー保証開始日から修理を受けた日までの期間にて算定します。

- 15) 引取修理:登録機器に故障が発生した場合に、サービス提供者の指定の運送会社を用いて製品を回収し、修理委託先が修理を行うことをいいます。登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

- 16) 出張修理:登録機器に故障が発生した場合に、修理委託先が登録機器を設置する場所に訪問し修理を行うことをいい、登録機器ごとにサービス提供者の任意で決定できるものとします。

### 2.(延長保証登録の手続き)

- 1) 本保証をご利用いただくには、延長保証登録申請方法に従い、本保証購入日から30日以内に保証情報を登録してください。サービス提供者で内容確認後、本保証をご利用出来ない「ユーザー」として登録のうえ、お客様に書面若しくは電子的方法にて「保証書」を送付いたします。「保証書」の送付によって、サービス提供者が常に本保証を提供することとします。

- 2) 保証情報の提出:登録機器に登録情報を提出する場合、保証情報及びユーザー同意書の提出が必要になります。

- 3) サービス提供者は、保証情報登録の内容が以下に該当する場合、「ユーザー」としての登録を承認しない場合がございます。この場合、サービス提供者は保証情報登録がされたことを確認してから30日以内にサービス提供者が定める方法によりお客様にその旨を通知するものとします。

- ① お客様が存在しない、あるいは偽名を使っている場合。

- ② お客様の申込事項に虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがあった場合。

- 4) 本保証購入日から30日以内に、本条に定める保証情報登録の内容が確認出来ない場合には、本保証をご利用いただけない可能性があります。サービス提供者はその場合、お支払いいただいた代金を返金いたしません。

### 3.(保証内容)

- 1) 保証期間は、自然故障の場合はメーカー保証の終了日(翌の日)の翌日、物損の場合はメーカー保証の開始日から起算して、保証書に記載された保証終了日までの期間とします。

- 2) 保証期間中に登録機器に「自然故障」若しくは「物損」が生じた場合は、本規程末尾記載の「お客様窓口」に連絡いただき、サービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。見積修理代金が登録機器の保証限度額範囲内の故障であれば、保証期間中当該故障を無償で修理いたします。依頼の際記載機種、メーカー販売店及び付帯品は、事前に登録機器から取り外し、登録機器に保管する修理依頼書と共にサービス提供者に記載ください。登録機器にこれらが記載又は付加された状態で引き渡されの場合には、サービス提供者はこれの記載媒体、部品及び付帯物には一切責任を負いません。

- 3) 登録機器に引取修理対象製品の場合、往復の送料は本保証に含まれます。また、登録機器が引出修理対象製品の場合、出張費用は本保証に含まれます。

- 4) 見積修理代金が登録機器の保証限度額以上になる場合であっても、その超過分を自負いただけた場合は修理を承りますが、この場合には該当修理をもって本保証が終了となり代替品の提供はありません。

### 4.(受け付け時間)

- サービス提供者が修理の受け付け又は本保証に関する問い合わせの受け付け等を行う時間は、月曜日から土曜日の10時から19時までとします。但し、国民の祝日及びサービス提供者が定める休日は除くものとします。

### 5.(修理依頼)

- 1) 本保証にに基づき自然故障又は物損の修理を依頼される場合は、「3.(保証内容)」の2)所定の手順に従いサービス提供者からの指示に従って修理をご依頼ください。

- 2) 登録機器に、物損での「火災」による損害が発生した場合には、被害発生場所の管轄の消防署に連絡いただき、「罹災證明書」を受領してください。

- 3) 前項の罹災證明書は、修理の受付時に確認いたします。確認が出来ない場合には、本保証の提供が出来かねますので、ご了承ください。

- 4) サービス提供者は、自己の費用と責任で本保証の提供にかかる作業の全部、又は一部を第三者に委託することができるものとし、お客様はこれを認め承諾するものとします。

- 5) メーカー保証期間内に登録機器に発生したメーカー保証の対象となる故障等は「お客様窓口」を経由して、メーカーに修理の依頼を行なうことができます。この場合、登録機器の往復料金はサービス提供者の負担となります。但し、メーカー保証及び本保証に定める条件で対象外となる故障等は、サービス提供者を経由した場合でも、送料及び修理にかかる実費はお客様負担となり、お客様はサービス提供者からの請求に基づきこの費用を支払うものとします。

### 6.(データ)

- 1) 修理に際しては、お預かりする登録機器の取りいや登録機器にかかる記憶装置のデータ(暗号資産等)に関するデータを含みます。以下同じ)の管理には細心の注意を払いますが、万一の事故に備えて、お客様ご自身でバックアップを実施してください。また、バックアップ実施後、データ漏出・漏洩事故の防止のために、登録機器にかかる記憶装置のデータをうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラムについては、お客様ご自身で削除してください。

- 2) サービス提供者が原因と判断した場合に登録機器にかかる記憶装置のデータをうちお客様固有のデータ、ソフトウェア又はプログラム(以下、総称して「データ」といいます)の消去を行うについては、お客様は事前に同意しているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因及び修復の方法にかかる限り、記憶装置のデータ等の消去、損失、損傷等に関するお客様の損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。

- 3) お客様がお客様固有のデータ等を削除せず、万一の事故によりデータ漏出・漏洩等が発生した場合でも、サービス提供者は責任を負いかねます。

### 7.(代替品の提供)

- 登録機器に自然故障又は物損が発生し、かつ修理委託先により全損の認定がなされた場合には、代替品の提供により、修理保証に代えさせていただきます。また、サービス提供者が修理不能と判断した場合も同じとします。但し、保証限度額の範囲内、代替品の提供が難しいとサービス提供者が判断した場合には、お客様にて代替品購入額の一部の負担をいただきます。お客様に負担いただいた金額は、代替品の購入価格と保証限度額との差額となります。なお、代替品提供の際にかかる差額をサービス提供者にお預り込みいただく場合の振込手数料等については、お客様のご負担となります。なお、これら費用の支払いをお客様はご負担いただけない場合については代替品の提供は出来ません。その場合、サービス提供者は所定の条件で、修理依頼した登録機器をお客様に返却いたしますが、お客様の変更拒否などやむを得ない事情がある場合に限りサービス提供者の負担で処理することを出します。

### 8.(代替品への保証について)

- 1) 前条に基づきサービス提供者が提供された代替品には、本保証は適用できません。

- 2) 代替品の提供にあたって、お客様はサービス提供者に対し機種又は品名、品番その他の指定を行うことは出来ないものとします。

- 3) 前条に基づき代替品の提供により、本保証は終了します。出張修理対象製品については、代替品が提供された場合であっても、登録機器の所有権はお客様に帰属するものとします。他方で、引取修理対象製品の修理依頼された登録機器の所有権は、当該代替品の提供と引き換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、かかる登録機器をお客様に返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができます。

### 9.(失効)

- 次の場合、本保証は失効するものとします。

- 1) 保証期間が終了した場合や失効した場合。

- 2) 「7.(代替品の提供)」に基づき代替品が提供された場合。

- 3) お客様が保証期間終了前に第三者に対する登録機器を贈与、又は譲渡した場合。

- 4) メーカーの倒産、事業撤退、修理品の供給停止、その他メーカーがその責任により登録機器の修理を行なう場合を除きますが、サービス提供者が代替品を提供する場合。

- 5) メーカーと同水準、同条件で修理を行なう者が存在する場合を除きますが、サービス提供者が代替品を提供した場合(代替品の提供については7条の定めを準用します)。

### 10.(通知)

- 登録機器の初期不良等の理由により、交換品(新商品のものとします)以下同じ)がメーカーは販売店から提供された場合には、「お客様窓口」までご連絡下さい。登録機器の製造番号の対応手続を行います。当該通知によりサービス提供者へ行かれなかった場合、保証を受けられなくなることがありますのでご注意ください。また、交換品が提供された場合においても、保証書に記載された保証終了日は変更されません。

### 11.(保証の対象とならない場合)

直接、間接に関わらず、以下の内容については本保証の対象外とします。なお以下の内容に該当するか否かはサービス提供者の基準に基づきサービス提供者が判断します。

- 1) 爆弾、外風の武力行使、暴政、政権奪取、内乱、武装反乱その他の暴力による登録機器に生じた故障又は損害。

- 2) 地震・台風・噴火・津波・水害その他の自然災害、又は、ガス害・塩害・公害等により登録機器に生じた故障又は損害。

- 3) 登録機器の自然の消耗、腐蝕、さび、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由。又はぬみ食い、虫食いにより登録機器に生じた故

障又は損害。

- 4) 登録機器のオプション製品・部品、ソフトウェア、ケーブル類・マウス・タッチペン等の付属品、アクセサリー、購入後追加された部品(拡張カード/拡張メモリ・モード等)及びバッテリー・電池、ねジ類、球類等の消耗品、その他特にサービス提供者が定める対象外製品(消耗品)の故障又は損害。若しくはこれらに起因する登録機器の故障又は損害。

- 5) 登録機器のバッテリーが充電済等により発熱している場合、バッテリー膨張による故障又は損害。

- 6) 登録機器に格納されたソフトラウムのバグ、コンピューターウィルス等による故障又は損害、又 4) で記載する製品又は部品のインストール・設定等のユーティリティによる故障又は損害。

- 7) 登録機器の表面装置パネル及びパックライト等の経年による劣化・輝度の低下、フォーカスの劣化、ピクセル抜け、蛍光体の焼き付け等)。

- 8) お客様の登録機器に付与された保証の耐用年数よりも長い期間で使用する結果又は損害。

- 9) 核燃料物質(使用済燃料)を含みます。以下同様とします)若しくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます)の放射性、発癌その他の毒性等に基づく事象による登録機器に生じた故障又は損害。

- 10) 地震動や震度による原因と見做す場合又は原因不明の地震又は損害。

- 11) 登録機器の故障又は損害は原因と見做す場合又は原因不明の地震又は損害。

- 12) 登録機器の使用支障の原因と見做す場合又は原因不明の地震又は損害。

- 13) 登録機器が改修されたことによる故障又は損害。

- 14) 登録機器の仕様の変更又はソフトウェアのプログラムによる故障又は損害。

- 15) 登録機器を日本国外に持出された場合又は輸出による故障又は損害。

- 16) 登録機器の盗難による故障又は損害。

- 17) 登録機器の盗難による盗難による故障又は損害。

- 18) お客様が本保証以外で修理を行った場合。

- 19) 登録機器による盗難による盗難による故障又は損害。

- 20) 修理の際、保証書の提出がない場合。

- 21) 保証書に記載する事項の記入がない場合、あるいは字句を書き換えた場合、書き加えられた場合。

- 22) 物損による火災による損害である場合に、罹災証明による確認又は出火場所。

- 23) 登録機器の引取遅延等に自動的に自動的に付与される修理料金による故障又は損害。

- 24) 保証期間が終了した後(全損による本保証の失効を含む)の故障の報告又は修理の請求がなされた場合。

- 25) 登録機器の部品交換を伴わない修理又は手直しを行った場合。

- 26) メーカーが登録機器のリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる登録機器の修理。又、リコールの結果、代替品が提供された場合に該当代替品。

- 27) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた身体障害(障害に起因する死亡を含みます)。

- 28) 登録機器の故障又は損害に起因して生じた財物の損害(他の財物の損害を含みます)。

- 29) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 30) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 31) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 32) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 33) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 34) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 35) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 36) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 37) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 38) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 39) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 40) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 41) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 42) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 43) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 44) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 45) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 46) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 47) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 48) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 49) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 50) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 51) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 52) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 53) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 54) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 55) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 56) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 57) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 58) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 59) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 60) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 61) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 62) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 63) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 64) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 65) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 66) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 67) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 68) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の支拂い。

- 69) 登録機器による修理にかかる費用を負担する修理料金の